

学校において予防すべき感染症について（出席停止の対応）

学校保健安全法施行規則 第19条に基づき、学校において予防すべき感染症のうち第二種に定められる感染症は、下記の通り出席停止の対応となります。**必ず、学校へご連絡ください。**

なお、発症日（0日目）は、病院に受診した日ではなく、症状が出始めた日です。そのため、病院受診時に医師に発症日を相談・確認することが必要です。

投薬によって症状が改善した後、すぐに登校すると、集団感染する可能性があります。症状が改善しても、他者への感染力があるためです。学校での集団感染を防ぐために、ご理解とご協力をお願いいたします。

1. インフルエンザ (特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く)	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
2. 新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで
3. 百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで
4. 麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
5. 流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
6. 風しん	発しんが消失するまで
7. 水痘(みずぼうそう)	すべての発しんがかさぶたになるまで
8. 咽頭結膜熱	発熱、咽頭炎、結膜炎などの主要症状が消退した後2日を経過するまで
9. 結核	医師において感染のおそれがないと認められるまで
10. 髄膜炎菌性髄膜炎	

発症日を入れてね。

元気回復

登校再開日早見表

	0日目 発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
新型コロナウイルス	★	症状軽快					登校再開		
	★		症状軽快				登校再開		
	★			症状軽快			登校再開		
	★				症状軽快		登校再開		
	★					症状軽快		登校再開	
インフル	★	解熱					登校再開		
	★		解熱				登校再開		
	★			解熱			登校再開		
	★				解熱		登校再開		
	★					解熱		登校再開	登校再開

コロナもインフルもここは同じ

基本「発症日を0日目として5日を経過するまで」

コロナは「かつ症状が軽快した後1日を経過するまで」

インフルは「かつ解熱後2日を経過するまで」